



平成31年 第1回
本別町議会臨時会会議録

自 平成31年 1月 30日
至 平成31年 1月 30日

本別町議会

平成31年本別町議会第1回臨時会会議録

平成31年1月30日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第1号	本別町しごと体験交流館条例の制定について
日程第 5	議案第2号	本別町使用料条例の一部改正について
日程第 6	議案第3号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）について
日程第 7	議案第4号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第5号	本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第1号	本別町しごと体験交流館条例の制定について
日程第 5	議案第2号	本別町使用料条例の一部改正について
日程第 6	議案第3号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）について
日程第 7	議案第4号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第5号	本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司

5番 篠原義彦
7番 山西二三夫
9番 方川一郎

6番 大住啓一
8番 黒山久男
10番 阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	総務課長補佐	三品正哉
教育長	佐々木基裕	代表監査委員	畑山一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、平成31年第1回本別町議会臨時会を開会します。
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、柏崎秀行議員、水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第1号専決処分報告。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について報告を求めます。

村本総務課長。

- 総務課長（村本信幸） 報告第1号専決処分報告。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、平成30年議案第65号として、9月議会で議決をいただき、平成30年9月11日に契約を締結し、施工しておりますが、12月議会において、報告第13号により、はつり工の面積変更による工事費33万4,800円を増額する請負契約の変更について報告いたしております。

今回、ひび割れ補修工及び断面修復工の施工に伴い、注入材及び補修材並びに足場工、交通誘導員日数の概算数量が確定したため、工事費を増額する必要が生じたものでありま

す。

1、契約の変更内容は、請負契約金額の変更をするもので、変更前が9,256万6,800円で、変更後が9,445万6,800円となり、189万円を増額するものであります。

なお、今回は2回目の変更となりますが、前回増額いたしました33万4,800円に、今回の増額分189万円を加えました工事費の変更額は222万4,800円、増減率2.4パーセント増となりますが、昭和55年に議決いただきました、町長の専決事項の指定について、第4項に定める、工事請負契約の5パーセント以内の増減。ただし、300万円以下の範囲内となっております。

2、契約の変更理由は、ただいま申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更についての専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

次に、報告第2号専決処分報告。

平成30年度本別町一般会計補正予算（第13回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第2号専決処分報告。

平成30年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,694万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります16款1項1目寄付金4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町南2丁目にお住まいの〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の、2、歳出であります10款教育費4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により図書館館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

次に、報告第3号専決処分報告。

平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 報告第3号専決処分報告。

平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について、地方自治

法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,667万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段、1、歳入、3款1項1目寄付金1節指定寄付金5万円の補正は、匿名の方から5万円の寄付をいただいております。

下段、2、歳出、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、18節備品購入費施設等備品といたしまして、食事からリハビリまで多用途に利用できますリハビリテーブル1台の購入5万円にあてております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成30年11月分及び12月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第1号本別町しごと体験交流館条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 議案第1号本別町しごと体験交流館条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、本町における仕事や産業を理解していただくための就労体験や、交流、研修などを通じ、地域の産業振興に必要な人材確保や育成を図るとともに、本町への移住、定住を促進するため、平成29年3月まで使用されていた旧本別町南保育所を部分改修し、本別町しごと体験交流館を設置することに伴い、必要な事項を定め、適切な管理運営を図るため、提案するものです。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

本別町しごと体験交流館条例。

目的。

第1条、この条例は、本別町しごと体験交流館の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

設置。

第2条、本町における就労体験、交流又は研修等を通じて、地域産業等の振興に必要な人材確保及び育成を行い、本町への定着を図るため、本別町しごと体験交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

名称及び位置。

第3条、交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、名称、本別町しごと体験交流館。

第2号、位置、本別町南4丁目1番地45。

使用者の範囲。

第4条、交流館を使用できる者は、本町において就労体験等の研修計画を持った個人及び団体等のほか、町長が特に必要と認めたものとする。

この規定は、交流館を使用できる者の範囲について定めたもので、本町における就労体験や交流、研修を計画に基づき実施する個人、団体に限定しております。

団体等とは、企業、会社などの事業所を想定しております。

また、町長が特に必要と認めたものとは、災害における緊急的な事態や、官公庁等が主催して行なう事業や会議等を想定しているところであります。

使用の許可。

第5条、交流館を使用するときは、規則の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

第2項、町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

使用の不許可。

第6条、町長は、公益を害するおそれがあると認めたとき又は管理運営上支障があると認めたときは、その使用を許可しないことができる。

使用の制限。

第7条、町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。この場合において、町長は、これらの処分によって生じた損害に対して、その賠償の責めを負わない。

第1号、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

第2号、使用の許可条件に違反したとき。

第3号、公益又は管理上やむを得ない事由が生じたとき。

第4号、その他町長が許可することが適当でないと認めたとき。

使用者の責務。

第8条、使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

使用料。

第9条、交流館の使用料の徴収及び減免等については、本別町使用料条例（平成17年条例第8号）の定めるところによる。

損害賠償等。

第10条、使用者は、故意又は過失により施設、設備、物品等をき損し、又は滅失したときは、直ちに町長へ届け出なければならない。

第2項、町長は、前項の届出があったときには、使用者に対し、その損害相当額の賠償を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事由によるものと町長が認めたときは、賠償の義務を免除し、又は賠償の額を減額することができる。

委任。

第11条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第1号本別町しごと体験交流館条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 何点かございます。この案件につきましては、年明け早々議員協議会の中で説明がありました。このときには、体験移住という名目であったかと思えます。そのときの複数の議員の方々から、今の条例案文のような形で、農業に関しても、いろいろな部分に対しても、できないのかという質問が出た中での対応が、こういうことになったのかなという認識はしてございます。それで何点か。

まず一つ目ですが、この部分の建物については、もう発注済みで、2月の末ぐらいにはもう終わるような状況だというふうに聞き及んでおります。条例を提出するにあたって、建物建てる前に条例制定はなくても、それは自治法上問題ないかと思えますが、条例の頭が変わるということ、この中で改修工事、新築でも同じことになりますけれども、途中で大きな転換をするということになりますと部屋の構造、それこそこの後に出てきます備品購入だとか、その辺に、普通に考えれば影響が出てくるのではないかと思えますが、その点どのように考え方の整理をしたのかということがまず1点。

それからですが、町長がということが非常に、10条ほどある条例の部分の中で、すべてにおいてと言いませんが、目的だとかそれ以外については全部町長ということになっていきます。町の条例を制定する基本的な考え方は、町民の皆さんが主役であって、行政が主役ではないのです。町長が全部決められるということになったら、条例も何もいらぬの

です。ですから災害のときに必要だ云々というのは、違う条文でうたえばいいことであって、町長がみんな認めるだとか減免もできるとなれば、これは著しく不平等を生じる原因となりかねない。その辺の考え方をどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたい。

それと、最後になるかと思いますが、この条例制定にあたって、いろいろな部分で議員協議会でも説明ありましたけれども、関係団体等々との協議、説明は入っていると思えますけれども、その辺をどのような形で説明してきているのか。それは町民の皆さんからの目線で見ますと、建物はぼんと建ってくる、まあ建っている建物の改修ですね、改修工事は進んでくる、中身はどんなことになっているんだらうと。もう、行政に対する疑心暗鬼が出てくることも考えられますので、その辺はどういうふうに、どのような形で、どのような場面で、どのような団体に説明をしたのか、それをお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。はじめにございました、この施設の名称含めての経過、それから、それに基づいて建物の構造、あるいはそういったものが変わるのではないかというような御質問でございますけれども、今回の条例提案させていただきました施設でございますが、当初、この部分につきましては平成30年3月の補正予算、いわゆる地方創生の交付金を活用した事業ということでございますので、そういったところで補正予算を提案させていただき、議決をいただいた経緯がございます。そのときの説明させていただいたのは、このとき仮称という形で、本別町体験移住交流館ということで仮称を使って説明させていただいた経緯がございます。大住議員御指摘のとおり、当初その移住体験というところという、どちらかという本別町に移住を考えていらっしゃる方、あるいはどんな町かを知りたいのかというようなところでも、私ども移住サポートセンター等含めて、そういったお手伝いをさせていただいておりますが、やもすれば短期の滞在だとか、そういったところの誤解を受けるのではないかというような御指摘、御意見等もいただいた経過を踏まえまして、今回は目的、さらに少しイメージできるようにということで、移住というところを削除いたしまして、今回条例提案とさせていただく段階では仕事体験、仕事を通じて、いわゆる本別町の地域人材の確保だとか育成を図るというところを、短くわかりやすくというところで留意して制定させていただいたところでございます。したがって、名称のことというところという変更とはなりませんが、御心配されておりました、基本的な部屋の構造だとかつくり、そして基本的なコンセプトだとか、そういった部分については補正予算でお認めいただいたときから、そこは変わっておりませんので御理解いただければというふうに思っております。

それから、2点目の町長がというような点でございます。基本的には今おっしゃいました公共施設の管理、運営を定める条例でございますので、当然御心配、御懸念される点というのはあろうかと思いますが、基本的には今言いましたように、認める、認めないといったところは、当然公共施設の管理については基本的原則としては、地方自治法で公の施

設についての管理、運営についての大原則がございます。そういったものに当然基づいて管理、運営がなされるということでございますので、恣意的なもの、あるいはそういった御懸念というのは、どうしても条文上はこういうふう構成がされるものですから、やもすればそういった部分を印象受けられるかもしれませんが、基本的には地方自治法の精神に基づいて運営されるということで御理解いただければというふうに思います。

それから3点目の、この施設にあたってのそれぞれの経過でございますけれども、この施設については、条例の趣旨でも申し上げました通り、産業人材の確保、育成というところは本町にとって喫緊の課題ということでございまして、これまでこの施設の整備、そして運用にあたっては、大住議員御心配されるように、それぞれ農協、農業事業者さん、それから社会福祉協議会、介護福祉事業者、商工会、建設業協会、タクシー事業者等とも、それぞれこの施設のあり方等について協議をさせていただいておまして、それらに用いて説明させていただく際には、議員協議会のときにも示させていただいた、こういったポンチ絵、それから平面図、基本プランというのも見させていただきながら、それぞれその使い方、あるいは私どもが目指す趣旨というのを説明し、御理解いただいていたところでございます。以上です。

それぞれ今申し上げました団体のほうに、うちの担当者が出向きながら、あるいはこれも心配いただいていた自治会等とも、そういった施設の運営、あり方についても協議をさせていただいた経緯がございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 役所の量りで量ったような答弁でございますけれども、昨年3月の補正で、仮称と言いながらそういう形で説明しているからいいんだということの答弁でございました、1点目ですね。お題目が変わるということは、これ条例ですから、町の憲法と言ってもいいぐらいで最上級のルールですから、それは決めていくときに、もう言うてあるからいいんだ、そしてことしに入ってから議員協議会で指摘があったからということではないのでしょうか、指摘といいますかね、意見があったから変えてきたんだというふうに、我々ではそれしか取れないのですけれども、その辺再度どのようにお考えになっているのか。

それと、それに関連して今回の体験云々という部分と、前から言っている仕事体験、どちらに重きを置いてやるのか。昔から古いことわざでいいますと、二兎を追うものは云々ということもございますから。片方をやめて片方だけやれという言い方ではなくて、その辺をどちらに重きを置いてやるのか。これから条例が、もし仮に今回議会を通して4月1日から施行されるのであれば、町民の方々でも使う方が出てきますでしょうし、それに関連した農業者の方でも、会社経営者でも、使おうかなということになろうかと思えます。その辺もうちょっとわかるように説明していくべきだと思いますが、今の話では昨年はそういうことでやっているけれども、急遽こういうふうに変えたんだということですから、その辺どのようにお考えになっているのか再度。

それと町長の関係ですが、これは町のトップですから、ある程度ブレーキかけるのは仕方のないことです。今、地方自治法云々と言いましたが、自治法の何条に載っているのか。地方自治法の目的は、あくまでも町民主体になってこななければならないということなのです。町長が全部決めていいということに、どこに書いてあるのか、明確にお示しいただきたい。

それと説明ですが、各団体、農業者だとか出てきましたけれども、この辺についてはどのような形で、今羅列されました団体名、3つか4つありましたけれども、その辺どのようなになっているか、その辺再度お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。初めの質問の名称でございますけれども、大住議員言われたとおり、やはり条例名を聞いて、なるべくその施設が果たそうとしている目的、役割というものをイメージしやすくすることが大事だというふうに思っております。議員協議会の際に御説明させていただいたときに、今大住議員言われたように、一般移住体験の方、あるいは仕事云々というところが、どうも混在しているように思うのではないかとというようなこともお知らせいただきましたし、この間先ほど申し上げました各団体等にも、名称等についてもいろいろ御相談申し上げたときに、やはりわかりやすい名称、ただ全部入れちゃうとまた長すぎてもわかりづらくなりますので、あくまでもこのコンセプトにあります仕事体験、そこをまずわかりやすくしていこうということで整理させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

それから一般の移住希望ですとか、あるいは本町を知っていただくということの、どちらの重きを置いているんだということでの御質問でございますけれども、基本的にはこの施設は人材育成、人材確保のための、それは産業振興の部分でここを活用していこうというふうに思っております。したがって、一般的な移住希望、定住希望については、これまで短期の滞在、中期の滞在、長期の滞在等の部分におきましては、短期にあつては公園にあります御所、それから中期については山手町にございます住宅、そして長期にはということで3種類、そこを基本的には移住、定住の、それは産業云々ということではないところでの、そこは住み分けをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから2点目の、公の施設に関しての地方自治法の条項でございますけれども、地方自治法第244条、公の施設ということでここに、第2項でございますけれども、普通地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。また第3項には、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないということを規定しておりまして、それぞれまた地方自治法であり、地方自治法施行令等についても、こういった部分は詳細が規定されているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから各団体への説明の部分でございますけれども、先ほど申し上げました名称のこと、それから平面プランのこと、それから利用に関してのことということでございまして、各団体にあつては、それぞれの団体の中で周知を図っていききたいとか、あるいは農協さんであれば組合員懇談会等で周知を図っていききたいとか、そういったところでいろいろと、この施設について一定御理解をいただいているというふうに考えておりまして、商工会にあつても、施設ニーズについて有効活用されるよう商工会としても広報をしていくというようなところも、そういったところで意見交換させていただいているということでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 2本立てで出てきているものですから、議員協議会のお題目とですよ。それで再三質問させていただいているのですが、JAとも商工会ともということですから、それはきちんと進めていただきたい。なぜこういう、皆さんに怪訝な顔までされて私が質問するかということは、当初去年からこういうことが進んでいて、年前から旧南保育所と称する公共施設を改修して、何をするんだろうというのが町民の人たちの考え方のですね。それをこういうことだと、議員としてそういうことも説明していかなければならない。それで議員協議会を開いていただいたときに、議員の方から出てきたときに、それでいいんだなということで、こういうふうに進めてくるのは結構なことなのですが、それにはきちんとした理論を立ててやらないとだめでないですかということ、その辺もう1回再度お願いしたいということと、自治法の244条ですか、朗読までしていただきました。そこで町長が全部決めていいとは書いていないですよ。地方自治法の根源となるのは、そこに住んでいる方が主役となることなのです。あまりにも、使用料だとか条例を決めてくるときに、町長が全部できるという1文をなくしたほうがいいのではないかと、ということが基本にあるはずなのです。それをこの条例、4条なり3条から全部読んでいきますと4条からですか、町長が決めたことについては、一切使いたくないというのは使わなくていいよと。極論言えばですよ。そういうことが考えられるので、条例を決めるとすれば、地方公共団体と称する、町民の皆さんから見たら、わかりやすく言えば役場と称する所がきちんと出せばいいことだと。そういうことなのです。災害になったときには、災害対策本部をひいたときに、本部長は当然町長がなるのですから、そのときに第何次避難所にするとか、そういう体制を取ればいいことなのです。4条から10条、11条ある中で、ほとんどが町長が全部決めるとなったら条例なんかいらないうのです。そういうことを申し上げているのです。その辺地方自治法で、今課長に読んでいただいた中でも、町民の人、住民がということが出てくるということは、国の法律でも、そこに住んでいる方が主役になるということなのです。その辺を、再度考え方。

それから地方自治法の関係はそういうことですが、住民の方々の説明、これ3回目ですからきちんとした答弁いただきたいのですが、自治会だとか、地元の自治会は当然のことですが、ほかの自治会だとかそういうことについては、春には自治会長研修会等々もあり

ますし、いろんな会合がこれから出てくると思います。その辺をどのようにお考えになっているか再度、同じようなことばかりで申しわけございませんけれども、再度3点ほど。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。この施設、設置条例、今回提案させていただきましたけれども、それについての住民の皆様説明するあり方についてということで御質問いただいた件でございますけれども、大住議員言われるように、やはり住民の皆さまに知っていただいて、そしてこの施設の目的、先ほども何回か申し上げて申しわけございませんけれども、人材育成、確保、この言葉何回も使わせていただきましたが、やはり地元の企業、団体等がこの施設を活用して、そして必要な人材の方を外部から、あるいは移住を伴ってというようなところが想定されながら使っていただくということでございますので、大住議員言われたように説明のあり方というのは、やはりいろいろな方法を用いて御理解していただくということは、今後も私も努力していかなければならないところだなというふうに思っております。したがって、今回いろいろと各団体等にもお話をさせていただきましたし、今後、施設の竣工を迎えることとなります。本日この条例、御議決いただいた後には、そういった部分しっかりまた、今言われたことを念頭に、しっかり広報、あるいは周知、PRに努めていきたいというふうに思っております。

それから地方自治法における部分でございますけれども、地方自治法の精神は基本的には住民、自治の福祉、向上ということを法の精神としてうたっているところでございまして、先ほど、またこういった部分で杓子定規の答弁になるかもしれませんけれども、基本的には地方公共団体の長、いわゆる町長でございますけれども、財産を取得し、また管理し、これを処分するということも地方自治法の第149条で、担当事務として規定がされているところでございます。そういったところ、答弁としてはわかりづらい部分もあるかもしれませんけれども、そういった部分含めて御理解いただければと思います。

それから最後のほうにいただきました、これから自治会の関係でございますけれども、それは今お話いただいたとおり、5月には自治連の総会、それから説明する機会いただけますので、そういった部分について御意見いただいたとおり、先ほどの説明と重なりますけれども、そういった部分御理解いただくように取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） いくつか伺いたいと思います。まず第2条関係なのですが、就労体験、交流または研修等というふうに文字が並んでおりまして、私のほうで交流、研修ということで、イメージ的に静山研修センターをイメージしたものですから伺いたいのなのですが、先ほど来の説明だと、例えば農業を新たに就労される方とか、ほかの産業につかされる方の体験のための研修施設だというのが最大の目的だというのは説明で十分わかったのですが、例えば中学校2年か3年生ぐらいが、将来の自分の進路の勉強と

いう中に、職業の勉強とか、高校生もありますよね、そういうのに研修として使うようなこと。だから先ほど冒頭に申し上げたように、静山研修センターのように、もう少し広範囲での研修というものに使うということに対しては、人数的にはずっと少ないのですけれども、でも一定の収容能力があるので、そういう面ではそういうようなことが可能なのかどうなのかということが1つです。

それから、それを申し上げるのも、やっぱりせっかく施設をつくって年間の利用者数がトータルでいえば余りたくさんいないということも、これはやはり、せっかくつくったことに対する十分な効果がないというようなことになったら困るなということも含めて、その辺は先ほど町長の判断によるというのが議論になっていましたけれども、そういうことも含めて、どこまで範囲を広げられるのかという点について考え方を伺いたいと思います。

それから町内につくるわけですから、ほかからの就労体験という施設ではあるのですけれども、町内業者の実際の利用というのも一定見込んでいるのかなというふうに思うのですけれども、その辺の議論というのはされたのかどうなのか伺いたいと思います。

それから一定の収容力があるのですが、目的に合った利用ということで、複数のグループや団体が使うというときに、貸し切りということではなくて、そういう複数のグループが、収容能力に応じた数があれば使えるのかどうなのか、その辺についてはちょっと記述がないのですけれども、多分使えるんじゃないかなと思って聞いておりますけれども、その辺についてはどういう判断をされるのかということで伺いたいと思います。

それから、条例に文章的に明確に載っていないのですけれども、今私が申し上げたようなことは、いわゆる行間を読むという手法だと思うのですね。そこに町長の判断が加わったりするということが条例の基本的な考え方だというふうに思っているのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。1点目の仕事の体験ということで、例えば中学生、高校生等、あるいは児童等についての部分でございますけれども、基本的にはインターン研修だとか仕事体験ということでいきますと、ここに未成年、成年というところでは制限しておりませんので、基本的には当然児童、未成年だけということにはなりませんけれども、今阿保議員おっしゃられたように、仕事体験を通じて、本別町に定住、定着していただくことも、それもこの施設の理にかなっている、目的にかなっているということでございますので、御質問のとおりその部分は使用していただくことは差し支えないというふうに考えております。むしろ、そういったところにも利用していただければというふうに考えるところでございます。

それから、2点目の町内事業者さんの利用ということでございますけれども、先ほどの御質問にもありましたとおり農業事業者さん、それぞれ団体等ともこの間お話をさせていただいている中で、既にそういった部分があれば、いつできるのですかだとかというところでも問い合わせもいただいているところでございますし、私ども人材確保というところでは、

それぞれ主管課等からもそういった部分の情報集めながら、そういった部分の利用、どの程度見込むかということも含めて、一定数の考え方をもちながら、この施設を有効利用してまいりたいというふうに思っております。ただ、どれぐらいのどうこうというところは、やはり先ほども御指摘ありましたように、私どもどうPR、周知していくかということも大変重要だと思っておりますので、そういったところをあわせて進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の複数グループの申し込みでございますけれども、基本的には当然収容定数がございますので、定数内であればそういったところの複数利用も可能だというふうに考えております。ただ、条例の条文にございましたけれども、必要な条件、例えばそういったところは当然、複数というところは今後規則等の中でもまた整備していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかに。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 1点だけ確認したいと思います。まだ発車していないからいろんな部分が出てくるかと思っておりますけれども、使用にあたって期限、その辺はどうなっているのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 篠原議員の御質問にお答えいたします。利用期間の関係でございまして、施行規則におきまして、基本的には許可期限を6カ月以内というふうに定める予定でございまして、基本的にはこの施設が本別町での定着につなげていただくための、一時的に生活環境を提供するための施設ということでございまして、そういった部分を勘案しての考えということで御理解いただければと思います。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 一応6カ月ということでございましてけれども、もしそのあとの利用がなかった場合には、さらに延長ということも考えられるのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 今御質問のとおり、その部分についてまた延長というところも、支障がなければ許可していく考えでございまして。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかに。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 昨今、この労働力不足、深刻な問題になっていると思います。本町でもいろいろな外国人を受け入れて、研修制度を使って工業や農業に今来ている外国人、けっこういます。そういった中で、これからこのしごと体験交流館、外国人の受け入れはいかがお考えでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。私どもの考え方と

しては、外国の方が本町に来て就労されるというところでいくと当然国外から、当たり前ですけど見えられるわけですので、そこに常駐する場所がなく、ここを使わせるということは基本的には想定にはかなわないのかなというふうに今思っております。当然定住される所を基本的には事業者さんがある程度配慮しながら招致、招聘されるというふうに思いますので、基本的には体験というよりも、そういった方については一定期間仕事に従事されるというところというところ、その目的としては合わないのかなというふうに思っております。ただ、何らかの事情で、例えば住んでいただくアパートがたまたま完成が間に合っていないとか、あるいは何かの支障で定住予定の所が事情があって短期的に、緊急避難的に、そういった事情があるというふうに認められれば、そういった部分については先ほど言いました産業振興、人材確保というところの部分をしんしゃくいたしまして、そういった部分は想定されるのかなというふうにも考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま御答弁いただきました。事情によっては受け入れるというような話の中で、これから外国人の労働力というのは欠かせないものになっていくという中で、町として例えば勉強会を開いて、これから外国人受け入れの制度どんどん変わっていくと思うのですけれども、そういうものを、講演会なり勉強会なりを、町民さん向けとか、企業向けのそういったソフトな面でこれから進めて行く、同時にという考えはありでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただいまの御質問でございますけれども、先般入管法の改正ということでも国会のほうでもありましたけれども、基本的には経済産業省や何かから外国人労働者についてのそういったガイドブックも出されております。なかなか私どももしっかり十分熟知はしておりませんが、議員おっしゃられたように、そういったところ当然入口要件、そういった条件がございますので、現在のところではまだ施行がされる前段でございますので該当ということにはなかなかないのかなと思いますけれども、当然そういった部分も今後想定されるということでございますので、そういったところも今回御意見いただいた中で対応するということも検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号本別町しごと体験交流館条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号本別町しごと体験交流館条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第2号本別町使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第2号本別町使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の使用料の一部改正は、ただいま議決いただきました本別町しごと体験交流館条例の制定により、当該施設の使用料の設定が必要となったものであります。

なお、使用料案につきましては使用料等審議会に諮問し、1月21日に答申をいただきましたので、条例を提案させていただくものであります。

なお、別表の基本額の設定につきましては、宿泊室1部屋当たりの室料は、施設の残存価格に今回の改修費用を加え、本別町行政財産使用料条例を基準に算定。利用者1人当たりの室料は、施設供用後の維持管理費用見込み額を基準に算定。暖房料につきましては、燃料使用量見込み額を基準に算定しております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

第26号、本別町しごと体験交流館、別表第26。

第3条ただし書中「前条第1項第24号及び第25号」を「同条第1項第24号から第26号まで」に改める。

第4条第2項中「別表第26」を「別表第27」に改める。

第5条中「別表第27」を「別表第28」に改める。

別表第1中「消費税法」の次に「(昭和63年法律第108号)」を、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

別表第27を別表第28とし、別表第26を別表第27とし、別表第25の次に次の1表を加える。

別表第26、本別町しごと体験交流館、区分、基本額、室料、暖房料、使用料、室料等、1泊につき、宿泊室、1部屋につき室料834円、暖房料278円、下段ですが、1人につき室料556円。

区分ごとの基本額に、消費税法に定める消費税の税率及び地方税法に定める地方消費税の税率を合算して得た税率を乗じて得た額を区分ごとの基本額に加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。なお、室料、暖房料は、それぞれ計算するものとする。

備考、宿泊室等を連続して15泊以上利用する場合、15泊目以降の1人につき算定する室料は2分の1を乗じて得た額とする。

備考欄につきましては、この施設の設置目的に掲げる就労体験や研修等について、一定期間の利用が想定されることから、利用者負担の軽減を図るものであります。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第2号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 先ほどのしごと館の条例が可決されたあとの使用料の関係でございます。今説明がありまして、今月の21日に使用料審議会から料金については答申いただいたということですから、これについて私どもとしては異を唱えるつもりはさらさらございませんが、この部分で最後のほうにもありましたように、15日、2週間ちょっと過ぎますと半額とかということも、それも異を唱えるつもりはございません。ただ、長期にわたって複数の人が宿泊したりするということになれば、共有区間の掃除といいますか、そういう部分はどのようにするのか。

それと、料金をいただくときには、あらかじめ3カ月ですよとか決めた中で、指定のところで、窓口で払っていただくとかということになるから、料金の徴収はいらぬのかと思いますけれども、その辺をどのようにお考えになっているのかがまず1点。

それと、先ほど言った共有の部分の掃除等々が生じてくるということに私も思うものですから、その辺で、管理人という形になるのかどうかわかりませんが、ほかの施設と兼ねるのかもしれませんが、その辺も置くといいますか、そういう人たちにやっていただくのか、はたまた宿泊といいますか利用している方々に、共有部分も玄関の果てまでも全部掃除もしていただいたりなんかするように、入っていただくときの条件として出すのか、その辺の細かいことかもしれませんが、町民の方々の中でここを利用して、先ほど来から質問出ているように労働力不足を補おうとかいったときに、そういうことも説明した中で来ていただくことになろうかと思っておりますので、細かいことかもしれませんが、その辺

どのようにお考えになっているのか、2点ほどになるかと思いますが、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。はじめにございました掃除等、施設の掃除でございますけれども、基本的には利用者1人につきということで、先ほど総務課長、提案理由の中で申し上げましたけれども、維持管理費用の中に、こういった管理、清掃等に関する費用についても一応算定はしているところでございます。

また、2点目にありました料金の徴収方法でございますけれども、基本的には許可は最大6カ月ということで出す考えでありますけれども、使用料については1月分を前納という形で徴収する中で、利用者の方に負担にならないような対応をしてみたいというふうに思います。

掃除の話に戻りますけれども、共有区間については私ども管理する側のほうで対応したいというふうに、管理側が、町のほうでということですね。公共の施設の管理として対応してみたいというふうに思っております。

ただ1点、部屋の中については、今考えているのは掃除機等も置きながら、それぞれ室内について、長期にわたる部分もございますので、そういった部分は利用者の方についても御協力いただきたいというふうに今思っているところでございます。

あと管理人の関係でございます。当然使っていただく部分については管理が必要というふうになります。今考えているのは、そういった部分の維持、運営を個人、あるいは団体のほうに委託しながら対応をしてみたいというふうに、今考えているところです。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 料金の部分については1カ月前納ということで、これは当たり前のことですから、我々も1泊であろうがホテルに泊まったときも当然そういう形の、それは結構なことと思います。共有部分の掃除といいますか、それを使った人にやってもらうとか、管理人という言葉が妥当かどうかわかりませんが管理人さんにやってもらうのか、今御答弁では、これからそういう方々を探してというニュアンスに聞こえたのですが、その辺は執行者側が決めることですから、私としてはそれ以上のことは申し上げませんが、ただ暖房のかかる時期、特にこの時期、今日もマイナス二十何度まで下がっています。公共の部分のスペースであっても、誰かが暖房を入れないとできないような設備であれば、泊まった誰かが代表してやればいい、そこまで周知できないとしたら管理人さんなり委託を受けたところがやるのかわかりませんが、その辺を今の段階から個人名、団体名わからないにしても、方針というのが決まっているから、こういう条例制定に持って来ていると思うのですね。その辺差し支えないという言葉は妥当でないかもしれませんが、どのようにお考えになっているか、その辺だけ。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただいま大住議員の御質問でございますけれども、当然厳

寒期になりましたら寒さ厳しい状況でございますので、そういった施設の管理のあり方については、利用者の方に不便、あるいはそういった迷惑のかけることのないよう管理していくことが大事だと思いますので、御質問いただいた部分、留意してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 今大住議員からの御質問にあつたのですけれども、徴収方法ということですが、徴収方法の中で、どこに申し込んで、支払いは先なのかあとなのか、そういったすべての徴収方法をいかがお考えかというのが1点。

そういうものがすべて決まったときに、4月1日から施行するというので、施設なので事前からPR必要になってくるとは思うのですけれども、ホームページに載せるのか、ポスターをつくるのか、チラシを入れるのか、そういうものはいつからやるとお考えか、2点お願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただいまの柏崎議員の御質問にお答えいたします。申込先、あるいは料金の納入方法でございますけれども、私ども企画振興課のほうが所管いたしまして、申込、許認可事務等については担当させていただくこととしております。

また、納入方法でございますけれども、これも他の公共施設にならしまして、本別町の指定金融機関、あるいは庁舎出納窓口にてお支払いいただくように、これは他の施設と同様に進めてまいりたいと思います。

それから次にございましたPRの方法でございますけれども、この後もまたいろいろと御議決いただいた後に、そういった部分取り組んでまいりたいと思っております、今考えておりますのは3月1日号の広報紙、あるいはホームページ、そういったものでこの施設の供用部分についてお知らせしてまいりたいというふうに今思っているところでございます。

また、確定ではございませんけれどもそういった施設、一定整備、あるいは今後、備品等が一定入った段階で、担当としては内覧会的なところもやりたいというふうに今思っております、まだ日時等については未定でございますけれども、そういったものを、先ほど申しあげました、いろんな町民の皆様、団体等に見ていただいて、この施設の有効利用が図れるように、そういったところも取り組んでいきたいというふうに今考えているところですので。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 答弁いただきました。おおよそ了解したのですけれども、1点。町外の人もかなり利用してくるということが予想される中で、受け付けが企画振興課と。なかなか2階のあそこまで行って、町外の人というときに、なかなかハードルが高いのではないかと思う中で、先ほどちょっと管理人のような話も出ていました。もしあそこに人

が常駐するのであれば、あそこでの受け付け、申し込み等は可能になるのかをお聞かせ願います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問でございますけれども、おっしゃられるとおり、本当に利用しやすいというところはそこも大事だと思います。したがって、基本的にはこれまでも公共施設等については、町のホームページから申請書をダウンロードしながらというところも対応するようにしておりますので、こういう施設についてもやはり利便性、そういったところも考慮しながら、また提出の際についてもメール、あるいはそういったところも含めて、今御質問いただいた部分を留意しながら、細かいところもまた整理していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時25分 再開

○副議長（藤田直美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議長より副議長に交代の申し出があり、私副議長が進行いたします。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号本別町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○副議長（藤田直美） 日程第6 議案第3号平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第3号平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決いただきました、本別町しごと体験交流館の開設準備に伴う施設管理用消耗品及び施設等備品の購入、発達支援センター施設修繕、除排雪経費の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,421万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費14節使用料及び賃借料5万円の増額補正は、有料道路使用料の執行見込みにより調整するものであります。

次の段、8目企画費、各節511万9,000円の増額補正は、本別町しごと体験交流館の開設準備に伴うもので、11節需用費消耗品費施設管理用149万2,000円及び18節備品購入費、施設等備品318万5,000円につきましては、別添の予算説明資料をお開きください。1ページ目にあります消耗品費、施設管理用でございますが、宿泊室用のローテーブル6卓、掃除機6台など、2ページ目までの35品目を購入するものであります。

2ページ下段の施設等備品でございますが、宿泊室用の2段ベッド6台、液晶テレビ6台など、10品目を購入するものであります。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書にお戻りください。5ページ、6ページとなります。

11節需用費中、修繕料、施設3万5,000円の補正は施設の外門修繕のため、看板4万円の補正は屋外案内看板の修繕のため追加するものであります。

下段の3款民生費3項児童福祉費4目発達支援センター費11節需用費施設修繕料9万9,000円の増額補正はパネルヒーターの修繕によるもの、18節備品購入費5万円の補正はファックス付電話機故障により更新するものであります。

下段の8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費、燃料費48万7,000円、及び下段にあります2目道路維持費13節委託料114万9,000円、14節使用料及び賃借料19万1,000円の増額補正は、除排雪の回数増を見込み増額するものであります。

1目道路橋りょう費に戻りまして、27節公課費11万8,000円の増額補正は、購入いたします除雪ダンプの車両重量の確定等に伴い補正するものであります。

3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○副議長（藤田直美） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出の5ページ、6ページ、第8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費13節委託料、14節使用料及び賃借料についてお伺いいたします。まずこちら除排雪の件ということで、補正の必要性については理解しているところです。私が伺いたいのは、この補正額の積算根拠、この中身についてお伺いいたします。13節、14節ともに中の契約単価、こういったものが適正なのかということについてお伺いしたいです。

私個人の政治活動の中で町内の複数の事業者さんにお話をお伺いしたところ、本別町においては単価が安いんだと、そういったお話があります。近隣町村に比較して契約条件が悪い。具体的には、どうしても割に合わないから、過去はやっていたんだけども今現在入札には参加していないんだとか、地域のためなのでやってはいるんだけども条件的に厳しく、今後継続していくかどうか、そういったところについてはちょっとわからないというような声もありました。このままでは冬期間、町外、管外等へ事業者が流出される、そんなことも懸念されると思います。現に、例えば札幌市何かでは帯広ナンバーの排雪ダンプ何か列をなしていると、そのような現況も見受けれます。

例えば契約内容の一部、こちらについて申し上げますと、例えば本別は準備金としてシーズンの初めに契約単価、1回の除雪の出動額といいますか、これの2回分、これをシーズンに1度支給。お隣の足寄町については、毎月約25万円から28万円位、これを最低保証額として保証制度を設けている。これを11月からシーズン終了の3月まで。11月何かは明らかに回数が少ないので、若干減額されるというような事情もあるようですが、毎月この金額が保証されているということになっております。ここだけ捉えても大きな隔たりがあるなというふうに感じているところであります。

こうした諸事情を鑑みて、この積算金額が適正とお考えなのか見解をお伺いいたします。

○副議長（藤田直美） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 梅村議員さんの御質問にお答えさせていただきます。まず1点目の積算根拠、準備金も含めてなのですけれども、現在我々の委託業務の内容につきましては、北海道から出ている公共事業の使用する建設機械損料表というのがございまして、そこの中の機械損料や運転手、燃料の経費を盛り込んで算出をして、平米当たりの積雪に対する除雪料の、1回当たりの委託料で契約をしているということでございます。

また準備金につきましては、先ほど議員さんからの質問がありましたように、事前に入

る前の準備金ということでございます。これも出動費に対して2回ほど、機械の整備や点検、その他運転手さんの確保に向けての準備金ということで、内容的にはそういうふうになっております。これも町内の各業者さんと事前に委託業者、機械を持っておられる業者さんと事前に協議をしながら進んで来ている今現在でございまして、今現在では単価と準備金については御理解をいただいているのかなというふうに、我々のほうではちょっと考えているところでございますが、今議員さんから言われましたように、確かに今後こういう大雪だとかいろいろ含めまして、町内業者も委託をできなくなる、人員不足だとか人出不足、運転手不足もあるかと思いますが、そういうものを含めまして、今後におきましても業務の受入先がやはり町としてもなくなれば、直営作業だけではやはり公共施設周り、そのほか通学路や通勤、通学に向けての、降雪からの間の短い時間での除雪はなかなか厳しいのかなというふうに町も思っておるところでございます。ですので今後、町民への交通への利便性はやはり確保しなければならない、短時間の降雪ということもございまして、というふうに考えておりますので、今後も今の委託業者、今回受けている業者も含めまして、業務内容を今後また議員さんの言われた部分も含めまして検討して、協議しながら進めていきたいなというふうに、町民への通行の確保も努めていきたいというふうに考えております。

○副議長（藤田直美） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今、業者さんと事前協議を行なっているということでございました。その事前協議の内容というか雰囲気かどのようなものかというのはちょっとわかりかねますが、やはりそうしたものをしているにもかかわらずこうした声が複数あるということは、推測するに発注する側、受ける側というものの力関係というか、そういったものもちょっと考えていただいて、今後近隣町村等の動向、事情等も十分検討していくお考えはあるのかなと今、お伺いいたしましたので、はいかイエスかでお答えいただければ、短くで構いません。

○副議長（藤田直美） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 2番目の質問でございまして、我々の考えの積算根拠を持ってありますが、議員さんの言われたように、他町村の部分の業務内容については今後調査もちょっとしてみようかなというふうに思っているところでございます。そういう部分も含めまして検討して、業務内容について業者と協議をしていきたいなというふうに考えております。

○副議長（藤田直美） ほかにありませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 3点お伺いいたします。まず1点目ですが、説明はありましたが、これは総務の一般管理費、有料道路の通行料5万円の補正というのは、有料ですからお金払う道路ですから、常識的に考えて高速道路云々ということだと思っておりますが、今の時期にこれをどういう理屈で上げたのかということですね。それが1点目。

2点目ですが、企画費の需用費、これは1月8日の議員協議会において、A3版の一番最後のほうにいただいているページで細かく書いてございます。その中で、使える物は使ったという中身でございます。それと説明資料で、これが今朝議場に置いてあったものですから、全く前回の議員協議会との中身の整合性は取れませんでした、私も。それで聞きたいのは、この需用費の中で物買ったり何かするのは今消耗品ですか、この中で1月8日に説明して使える物は使いますよと、それと今回出していただいたものが、まあ1カ月近くたっていますから変わって結構なのですけれども、その辺をどういう扱いにしたのか。

何を言いたいのかということをお聞きすると、普通であれば予算説明資料は当日でもいいのです。ところが前回説明していて、使う物はこうやって使いますよ、ほかの施設から持って来ますよ、新たに次の議会で予算提出しますので御審議いただきますと言っている中身ですから、議案が配布になったときにこの位のことは、だと思えるのですよね。そういうことがどういうふうにお考えになっているのかということなのです。それが2点目。

それから3点目の、18節の備品購入費ですが、きょういただいた資料の中で、木製のベッドというのがあります。これは6個というのですか。木製組立式ということでございます。宿泊室用ということで、単価が11万8,000円ということになりますけれども、高いのか安いのかちょっとわかりませんが、何を聞きたいかということ、ベッドですから寝るときに使うやつです。先ほど来から言っている、もし外国の方が来たときに、サイズのどうなのですか。どの位のサイズなのか。幅90センチの長さが1メートル80センチの2段式ベッドにするのか、単独で大きな物を置くのか。その辺を、使う立場の人になって考えているのかいないかということをお聞きしたいものですから、そのサイズ。11万円で合わせて6基で七十何万円ということ載っていますけれども、その辺の考え方はどうなっているのか。お考えをお示しいただきたい。

○副議長（藤田直美） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただいま大住議員のほうから御質問のありました、有料道路の補正の関係でございます。予算では今20万円、当初予算で計上して今まで執行してまいりましたけれども、今回空き家対策の関係等がございまして、急遽道南の方に出張しなければならぬという案件もございまして、現行の予算の範囲の中での執行を今しますと、今後予算がどうしても不足する状況になるということで、今回補正をさせていただきます。以上です。

○副議長（藤田直美） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。大住議員おっしゃられました、議員協議会ときの資料と今回のということでございますけれども、前回御説明させていただいたときには、今回施設整備に当たってはこういった物を装備しますということで、もともとほかの施設で使われていた物も再利用させていただくということで、一覧で説明させていただきました。今回補正予算と計上しているのは、そういう物を除いた、本当に購入する物の一覧ということで御理解いただきたいと思います。

それからベッドのサイズでございますけれども、長さといいますか身長部分でございますけれども、2,090ミリですね。幅は1,500、1.5メートルということでございます。以上です。

○副議長（藤田直美） 大住議員。

○6番（大住啓一） 使用料の関係。あまり細かいことはお話ししたくないのですが、年度の途中でこういう空き家対策だとか云々というのは、予算審議の中で相当議論させていただいている部分なのですね。道南の方に行くとかということですが、素人的な話で申しわけございませんが、ETC車で行った場合、あとから払わなければならないからその分の料金という解釈になろうと思うのですが、そういうのわかっていれば今やらなくてもよかったような気もするのですよね、額が額ですから。それでもどうしてもということであれば、新たに道南の方に出向いていかなければならない、これは担当者が車1台で2回分とかそういうレベルなのでしょうか。その辺も再度お知らせいただきたいということと、今度、消耗品の関係です。これは前回の資料と今回の分は、きちんと使う使わないと分けて、こちらでいいますと使う物は丸つけて、再利用は丸つけていると。それとまったくこれは同じ中身ということの解釈でよろしいのでしょうか。それを聞いている。簡単に答弁いただきたい。

それとベッドの関係。2メートルちょっとと、幅が1メートル50ですから、わかるようにお話していただきたいのは、サイズはそれでいいのです。ただ我々が一番わかるのは、サイズで聞いてもそれはありがたいことなのですから、シングルサイズなのかダブルサイズなのか。その辺が、セミダブルサイズでダブルサイズで、どちらでもいいのですけれども、長さだけはちょっと長めにつくりますよとか、そういうような説明をいただければ、私どもも町民の皆さんにそういう説明ができるということなのです。町民の皆さんに2メートルちょっとと1メートル何ぼと言っても、それはなかなかわからないことですから。そういうお答えをいただきたいということです。以上3点。

○副議長（藤田直美） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の御質問にお答えをさせていただきます。先ほどの空き家対策での出張は、職員2人で1回の出張でございます。

予算の考え方なのですが、確かに町の公用車、ETCカードを使って有料道路を利用いたします。支払いは当然後々になるのですが、ただ車を利用する時点で予算の裏付けといいますか、支出負担行為という考え方でいきますと、予算がない中で利用するということはできないだろうということで。議員が指摘されましたとおり、なんで今のタイミングなんだというところでいきますと、この時点で今後の見込みを考えた時に、どうしても補正をしなければ今後の予算、何があるかわかりませんので、そういったことで今回補正をさせていただきました。

○副議長（藤田直美） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えします。すみません、1点訂正

させていただきます。ベッドのサイズでございますけれども、長さ、幅の関係でございまして、長さについては2メートルと9センチ、そして幅につきましては1メートルと8センチというサイズでございまして、一般的にシングルサイズのベッドということになります。お詫びし、訂正をお願いいたします。

それから先ほどもう1点ありました、資料の内容の相違点でございまして、これにつきまして1点だけ、お配りしたときの資料と、今回補正予算の所の相違が1点ございます。予算説明資料の備品購入費の中で、冷暖房エアコン、こちらの資料の2枚目の18節備品購入費の上から4番目、これにつきまして当初説明させていただいたものから、新たに今回補正予算として新しく追加した項目となっております。以上です。

○副議長（藤田直美） 大住議員。

○6番（大住啓一） 旅費と申しますか、有料道路の関係です。これ今、旅費規程というのがあると思うのですが、職員の方なり特別職が出張するとなれば、それなりの税金使っていく分ですから、いろいろの事故があっては困るのですけれども、そういうことがあって、旅費規定の中で公共機関、例えば池田の駅までは公用車で構わない、そこからについてはJRを利用して千歳で乗り換えて道南の方へ行くとかというのが、私は基本的な考え方だと思うのです。それで当初、予算のときにそういう説明が当然していると思われ、質問がある別にしてそういう考えでやっていると思うのですが、この時期にあえて、アイスバーンになっているときに公用車で行くというのは、時間がないから行くのか、それは行く職員の人でも大変ではないかと、変な余分な心配ですけれども、その辺、ここで議会であえて補正予算まで出して、それでやらなければならないことなのか、旅費規定にどのような尺度になるのか、その辺だけ再度お伺いしたいということと、それとベッドのサイズはシングルということで、それはわかりましたが、先ほど来から言っている、これは我々の考え方ですから、要望に沿える沿えないは別にしてそれだけ答弁いただきたいのですが、議員協議会で説明した部分と、きょうここに置いてある説明資料と、我々議員としても質問するだけが仕事ではないのですけれども、どんなことになっているのかというのは、私夕べまで勉強した中で、こっちで勉強したのです。ないから。そうしますとこれが朝来たらあったものから、その辺の考え方はどうなっているかということをお聞きしている。その3点。

○副議長（藤田直美） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えいたします。まず大住議員おっしゃりますとおり、基本的な考え方でございますが、職員が公務出張する場合につきましては、当然公共交通機関を利用するというのがまず基本でございます。ですからJRですとか路線バス、そういったものを利用していただくこととなります。

ETCカードを使って高速道路、有料道路を利用するような場合として認めているケースといたしましては、例えば例としてありますのが、その目的地が市街地からかなり離れている場合、公共交通機関を利用して目的地に行くことが非常に難しい場合、そういっ

たときですとか、あるいは時間的な制約があるとか、あるいは今回の場合でいきますと、訪問先がかなり離れた所にございますので、やはり担当といたしましても今回公用車のほうで出張させていただきたいという申し出がありまして、そういった中での利用を認めているということでございますのでよろしく願いいたします。

○副議長（藤田直美） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員のこの資料の関係の、ちょっと答弁させていただきますけれども、議員協議会のとときに大きな版で説明させていただきました。それで、当初これと同じやつを出すか出さないかということで、実は協議しました。これを出しても、本来でしたらいろいろ今までの予算も含めて、備品だとか消耗品の中で、金額を入れるということないのですよね。消耗品なら消耗品、備品なら備品ということでやるのですけれども、今回新しくつくる施設ということもありまして、その説明する中で、横に単価で金額を入れて、参考資料として見ていただこうと、こういうことでサイズを変えながらここに出しました。中身については先ほど課長から答弁ありましたように、エアコンのやつは載せておりませんでしたけれども、昨今非常に本別も夏温度が上がるということで、エアコンも設置しようということで1項目加えさせていただいて、あとは議員協議会で説明したとおりの内容で、単価を入れさせていただいたということでありますので、そのほかの変更は基本的にはございませんので。（発言する者あり）そういうことで思っていたのですけれども、これは基本的に今までつけていたことない、金額を入れたことないものですから、今回は特別というか（発言する者あり）新しい施設ですから、こういうことで理解をしていただければと思います。

○副議長（藤田直美） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号平成30年度本別町一般会計補正予算（第14回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○副議長（藤田直美） 日程第7 議案第4号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第4号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、制度改正によるシステム改修の負担金でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,245万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金27万円の増額補正は、制度改正によるシステム改修の負担金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金の27万円の増額補正は、システム改修負担金に対する交付見込み額増によるものでございます。

以上、議案4号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（藤田直美） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 6ページですが、負担金補助及び交付金の中で、事業状況報告システムクラウドということで27万円の説明がありましたけれども、負担金ということですから、本別庁舎に機械を導入するとかという意味ではないと思うのですけれども、この状況報告システムクラウドの中身ですね、例えばどんな内容を報告するのかという主なもので結構です。あまり細かく言われても困りますので、どういうつながり、道とのつながりということだと理解しているのですけれども、その辺をもうちょっとわかりやすくというか、具体的な内容で、いくつかでいいです、説明していただければありがたいです。

○副議長（藤田直美） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 阿保議員の質問に対してお答えいたします。正しくは国保事業報告システム機能ということで、今回の開始については療養給付の実績報告書とか、利用変更申請、調整交付金の関係が、道のほうのシステム改修をする形で、それに伴って町が

27万円の負担金を納めるという形でございます。以上です。

○副議長（藤田直美） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 27万円という金額は、多分本町の国保会計の金額で決めたのかなというふうに想像しますが、その点についても伺います。

○副議長（藤田直美） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 全体の修正金額というのが4,320万円。全町村が入っているわけではなくて、入っているのが160市町村、その全体を均等で割り返して、1町村当たり27万円という形であります。

○副議長（藤田直美） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今の説明聞くとまた質疑があるのですけれども、全市町村が加盟していないという制度ではないはずだったと思うのですけれども、その辺がどうなのか。

あと、均等ということは、そういうふうな決めならそれはそれでわかるのですけれども、町村規模とか関係なしに同じ金額という意味だと、ちょっと一般的には理解できないのですけれども、その辺の経過等あれば伺いたいと思います。

○副議長（藤田直美） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 全町村入っていないというのは、今使っている、それぞれ町村でベンダーさんからそういう方法を使っている市町村がありまして、普通でいけば人口割だとかで考えていて、今1町村当たり27万円という話だと思うのですけれども、システムの物的に、同じような形で道において、うちから申請しなくても道のほうで申請できるようにするとかという形の今回変更ですので、そこは均等に市町村で割るような形になっております。

○副議長（藤田直美） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（藤田直美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第5号

○副議長（藤田直美） 日程第8 議案第5号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第5号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の条例の改正については、用語の整理と十勝圏複合事務組合に加入し、資源ごみ以外のごみが、4月1日より足寄町の銀河クリーンセンターから帯広市のくりりんセンターに変わることから、ごみ処理手数料の取扱区分が生ごみ、埋立ごみから、燃やすごみ、燃やさないごみに変更になります。

銀河クリーンセンターで動物の死骸処理をしていますが、施設の老朽化と小動物専用の焼却炉であるため、鹿などの大型動物を焼却すると炉の破損が著しいことから、鹿を取扱い区分から削り、小動物のみの処理になります。

事業系ごみの料金については、現在1キログラム12円で受入をしておりますが、くりりんセンターの料金が10キログラム170円であることから、帯広市までの運搬料の一部を負担していただく理由などを考慮に入れ、銀河クリーンセンターの受入料金を10キログラム200円で運用して行こうというものでございます。

それでは、改正文を朗読し提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

用語の定義。

第2条、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2項、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、家庭系廃棄物、家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。

第2号、事業系一般廃棄物、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

第8条第3項及び第4項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）。

種類、取扱区分、金額。

ごみ処理手数料、家庭系廃棄物、燃やすごみ、燃やさないごみ、指定ごみ袋1枚、5リットル袋25円、10リットル袋35円、20リットル袋60円、30リットル袋90円、45リットル袋120円。

粗大ごみ、ごみ処理券1枚、1個につき1枚200円。

小動物、ごみ処理券1枚、1体につき1枚200円。

事業系一般廃棄物、資源ごみの11種類、燃やすごみ、粗大ごみ、10キログラム200円。

次のページを御覧ください。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第5号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（藤田直美） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点ほどになろうかと思いますが、この件につきましては先般、昨年になりますかね、議員協議会で細かく説明を受けているところでございますが、重複することがあったら御容赦いただきたいと思います。

まず1点目でございますが、新たに帯広圏に入ることになれば負担金が生じてくると思いますが、今池北三町で、ごみの部分での負担金は三町で割っていると思いますけれども、今現在の負担額が何ぼで、新たに4月1日以降負担金が生じてくるとすれば、いくらになるのか。当然もう予算入っていますし、条例決めるということは当然それが出て来ていると思いますけれども、その辺の1点目でございます。

2点目といたしまして、先の議員協議会でもいろいろ意見が出ましたけれども、町民の人たちの中にはいまだ相当難儀といたしますか、わからない部分があるかと思ひます。当然わかっている方々もわかっているかと思ひますが、先般の議員協議会でもお約束といたしますか、お話をさせていただきましたけれども、町民の皆様各戸にガイドブックといたしますか、そういうものをつくるのかつくらないのか。また、つくったとして各戸に配布することを考えているのかいないのか。配布するとすれば、いつ頃配布する考え方をしているのか。またそれに伴いまして、配布したとして、配布したあとに町民の方々が疑問を生じたときに、それらの相談といたしますか説明をどのように考えているのか、以上2点。

○副議長（藤田直美） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 大住議員の質問にお答えいたします。平成29年度の実績数値

で、池北三町のほうで、塵芥処理の金額としては5,709万5,000円。31年度につきましては、十勝圏複合事務組合に対して支払う金額は3,631万円。31年の予算で池北三町の、足寄町のほうの委託分に支払う部分が3,500万円位ということになっております。

町民のガイドブックの話ですけれども、ガイドブックは作成して、前にも説明したとおり配布する予定で、時期につきましては半月早めまして、最初は3月1日の広報のときと言ったのですけれども、2月15日のかけはしのために配布する予定となっております。

説明会につきましても、配布のあとに各地域だとか職場単位だとか自治会単位で、説明が必要だとあればそちらに出向いて説明をしようと思っております。

○副議長（藤田直美） 大住議員。

○6番（大住啓一） ガイドブックの件については非常に丁寧な御答弁でわかりました。

これに関連してですが、確認の意味で、15日のかけはしですか、その告知版といいますか、そのときに一緒に冊子で各戸に配布するという御答弁かと思えます。そのあとに、疑問点があれば自治会単位だとか職域単位だとかで、役場のほうで説明をしてもらえるという解釈でよろしいかということの確認が1点目。

それと、先ほどちょっと語尾が聞き取れなかったのですが、29年までの三町の負担金が5,795万円と言いましたっけ。何かその位でしたか。それをもう1回確認したいのですが、それと、新たに行くとするば3,603万なにながしというお話だと思ったのですが、それと足寄町に、前の議員協議会でも受けていますけれども、ごみの埋立等のまだ残っていることがあるので、その分の負担が3,600万円ほどという今お話でしたのですが、できれば、ちょっと聞きづらかったところがあるので、語尾の何千円単位の話まできちんと、聞き取れるようなことでお話賜ればと思います。

○副議長（藤田直美） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） ごみのガイドブックにつきましては、今大住議員の言われたとおり、そのとおりで実施していきたいと思えます。

先ほどの平成29年度の金額は、5,709万5,000円。ここは塵芥処理というか、負担金を除いた金額で言っております。

29年の負担金というか、施設を建設したときの金額としては、29年については2,281万3,000円です。ごみの焼却処分にかかった経費が、（発言する者あり）

○副議長（藤田直美） 暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時49分 再開

○副議長（藤田直美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 平成29年当時の池北三町行政事務組合のほうに支払った金額は、塵芥処理の費用としては5,709万5,000円。建設費の公債費、その部分が2,2

81万3,000円。合計で7,990万8,000円。次に31年度の予算的考えで、十勝圏複合事務組合に塵芥処理の経費として支払う金額が3,631万円。加入の負担金として、5年で支払うのですけれども、1年目として1,474万5,000円。合わせまして5,105万5,000円です。以上です。

○副議長（藤田直美） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○副議長（藤田直美） 日程第9 議案第6号北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第6号北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務毎に異なる複合的一部事務組合であります。地方自治法上、市町村及び特別区しかこれを設置できず、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、今回必要な見直しを行なうものであります。

変更内容の1点目として、構成員及び共同処理する事務を定めた規約の別表から、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を削除。

2点目として、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を、組合事務を規定した条文に加えるものであります。

3点目として、構成団体の名称変更等により、江差町ほか2町学校給食組合が江差町、神ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合が西胆振行政事務組合に変更され、十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日で解散のため別表から削除されました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約。

第1章、総則。

組合の名称。

第1条、この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

組合を組織する地方公共団体。

第2条、組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体を記載したものでありますが、別表での説明は省略させていただきます。

組合の共同処理する事務。

第3条、組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

別表第2は、共同で処理する事務区分ごとに、共同処理する団体を記載したものでありますが、別表での説明は省略いたします。

組合の事務所の位置。

第4条、組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章、組合の議会。

組合の議会の組織。

第5条、組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

第1号、組合構成団体である関係市の長、1人。

第2号、組合構成団体である町村の長、14人。

組合議員の選挙。

第6条、関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

第2項、関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた

場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

組合議員の任期。

第7条、組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2項、組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

報酬。

第8条、組合議員には、報酬は支給しない。

第3章、組合の執行機関。

管理者及び副管理者。

第9条、組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

第2項、管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

第3項、管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

第4項、管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。

第5項、副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6項、管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。

第7項、管理者には、給料を支給しない。

会計管理者。

第9条の2、組合に会計管理者を1人置く。

第2項、会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

事務局。

第10条、組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

第2項、前項の職員は、管理者がこれを任免する。

第3項、第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

監査委員。

第11条、組合に監査委員2人を置く。

第2項、監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

第3項、監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4項、監査委員は、非常勤とする。

第5項、組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章、組合の経費の支弁の方法。

経費の支弁の方法。

第12条、組合の経費は、次の収入をもって充てる。

第1号、組合構成団体の負担金。

第2号、組合の財産から生ずる収入。

第3号、その他の収入。

組合構成団体の負担金。

第13条、組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章、雑則。

事務の受託。

第14条、組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

これは、先ほど御説明いたしました、構成員から除かれます石狩東部広域水道企業団等から、非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理を組合に委託したい意向が示されていることから、事務処理の委託を受けられるよう条文を追加するものです。

管理者への委任。

第15条、この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則（平成31年市町村第号指令）。

第1項、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

第2項、北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

以上、議案第6号北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○副議長（藤田直美） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤田直美) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○副議長(藤田直美) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後2時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月30日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 水 谷 令 子